

## 家畜の飼養衛生管理が強化されます！(令和3年10月1日から施行)

令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生や、ワクチン接種農場での豚熱発生での課題を踏まえ、飼養衛生管理基準等が改正されました。(一部の項目は猶予期間があります)。

★詳細については農林水産省のホームページで御確認ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

### 主な改正点 以下が義務化されました

#### ○全ての家畜所有者(小規模除く)

埋却地又は焼却施設の確保。困難な場合、県が示す代替方法により対応する。

#### ○大規模農場

##### ①畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

1人で複数の畜舎を見る場合、飼養上限が設定(豚は3,000頭/人)

##### ②疾病発生時の対応計画を自ら策定

防疫措置に必要な人員や資材の準備、動線の確保等

## 豚熱(CSF)に感染した野生イノシシを確認!!(県内47頭目)

那珂川町で死亡した野生イノシシ1頭において、豚熱ウイルスの感染が確認されました。

感染イノシシにより周辺環境が豚熱ウイルスに汚染されている可能性があります!!農場で不遵守が多かった豚舎専用の作業着、長靴への交換及び防鳥ネットを設置しバイオセキュリティ強化を!!

#### ◇47例目概要

- 1 場所 那珂川町小口
- 2 発見日 9月17日
- 3 個体情報 幼獣、メス、死亡

#### ◇栃木県内野生イノシシ検査状況

(9月22日時点、本事例を含む)

- ・捕獲イノシシ 1083頭を検査し、15頭で陽性を確認(4月以降172頭中11頭陽性)
- ・死亡イノシシ 118頭を検査し、32頭で陽性を確認(4月以降39頭中27頭陽性)

飼養豚に異状を認めたら、速やかに管轄の家畜保健衛生所に御連絡ください。

県北家畜保健衛生所 那須塩原市千本松800-3  
TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826(夜間・休日)  
(間違い電話が散見されます。間違いのないようお願いいたします。)

